

令和 8 年度高等学校等予約奨学生出願のしおり

公益財団法人 山口県ひとづくり財団奨学センター

山口県ひとづくり財団は、将来、社会に貢献し得る人材の育成を目的として、向学心に富み有能な素質を有しながら、経済的な理由により修学が困難な本県の生徒・学生に対し、奨学金の貸与を行っています。

令和 8 年度高等学校等予約奨学生を次のとおり募集します。

おって、今回の募集は予約奨学生のみですが、高等学校等入学後にも奨学生の募集を行います。

< 出願資格 >

- 1 保護者等が山口県内に住所を有しており、中学校(中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む)の第3学年に在学し、令和8年4月に山口県内の高等学校等(定時制・通信制を含む高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程及び各種学校を含む。以下、高等学校等という。)へ進学を希望する者
- 2 向学心に富み有能な素質を有し、経済的な理由により修学が困難と認められる者
- 3 他団体等の貸与型の奨学生でない者

< 貸与月額・募集期間・貸与期間等 >

区 分			貸与月額	募集期間	貸与期間	※ 離島在住で、国及び地方公共団体から補助金を受給される場合、区分は「離島」でなく「一般」を適用します。 ※ 遠距離①とは、1か月あたりの定期券運賃の合計金額が10,000円を超える場合、遠距離②とは、同じく20,000円を超える場合です。
国 公 立 高等学校	一 般	一 般	18,000	令和 7 年 9 月 1 日 ） 令和 7 年 9 月 3 0 日	学校が定める修業年限の期間 (4月分から貸与)	
		寮・下宿	24,000			
	離 島	一 般	24,000			
		寮・下宿	29,000			
	遠 距 離 ①		24,000			
	遠 距 離 ②		30,000			
私 立 高等学校	一 般	一 般	30,000			
		寮・下宿	35,000			
	離 島	一 般	36,000			
		寮・下宿	41,000			
	遠 距 離 ①		35,000			
	遠 距 離 ②		41,000			

< 出願の手順 >

出願に必要な書類は次のとおりです。在学する学校を経由して提出してください。

※①③④の様式については、学校へ申し出てください。

- ① 山口県ひとづくり財団予約奨学生願書
- ② 山口県ひとづくり財団予約奨学生推薦調書(各学校が作成)
- ③ 奨学金出願に関する作文原稿用紙
(題「高等学校等に入学して取り組みたいこと」、「私の将来」等)
- ④ 承諾書
- ⑤ 添付書類
 - (1) 最新の課税証明書・・・発行3か月以内の生計維持者全員分
 ※住民税課税標準額及び市町村民税調整控除額の記載されているものを提出してください。
 ※生計維持者については、別紙「生計維持者について」を確認してください。
 - (2) 住民票・・・発行3か月以内の家族全員分
 ※本籍及び個人番号の記載されていないものを提出してください。
 ※保護者等が外国籍の場合、永住者であることが分かるよう在留資格欄の表示が必要です。

< 所得の基準 >

別紙「所得基準について(予約募集用)」を確認してください。

< 予約奨学生採用者の決定 >

予約奨学生願書及び関係書類に基づき、選考委員会で選考し、採否の結果については在学する学校を経由して、令和7年12月初旬に通知する予定です。

< 採用の手続 >

- 1 予約奨学生採用者は、令和8年4月高等学校等へ入学後、「進学届」、「誓約書」、「奨学金借用証書」及び「奨学金振込口座（変更）届」等を在学する学校を経由して提出してください。
- 2 「奨学金借用証書」には連帯保証人2人を記入してください。1人は保護者等、他の1人は別世帯で、ともに有職者（独立して生計を営む収入のある人）で、返還に責任を負うことができる65歳以下の成人とし、印鑑登録証明書を添付してください。

なお、父と母の2人で連帯保証人になることはできません。

また、連帯保証人は、返還について債務者と同様の義務を負うことから、本財団の奨学金の貸与を受け、返還を完了していない奨学生本人は、連帯保証人になることはできません。

- 3 次の各項のいずれかに該当する場合は、採用を取り消します。
 - (1) 所定の書類を提出期限までに提出しなかったとき
 - (2) 進学するまでの間に、奨学生としてふさわしくないと認められる行為があったとき

< 奨学金の貸与 >

- 1 採用者への奨学金の送金は、奨学生名義の口座へ振り込みます。初回送金は4・5月分（2か月分）を5月25日にまとめて送金する予定です（送金日が土・日曜日・祝日で、金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります）。
- 2 他団体の奨学生（貸与型）に採用されたとき又は本財団の奨学生を辞退したときは、貸与を終了し、休学したときは休止します。
- 3 学業成績や素行が不良になったとき、疾病等で修学の見込みがなくなったときは貸与を廃止します。
- 4 保護者等が山口県に住所を有しなくなったときは、貸与を終了します。

< 奨学金の返還 >

- 1 奨学金返還計画書の作成
奨学金は学資として貸与されるもので、貸与終了（卒業・辞退等）後は必ず返還しなければなりません。貸与を受けた奨学金は、貸与終了時に奨学金返還計画書を作成し、計画に従って返還してください。
- 2 返還方法及び返還期間
貸与を受けた奨学生は、貸与終了後6か月据え置いてから、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で、貸与された金額を返還することになります。
 - (1) 高等学校等で貸与を受けた人は、貸与期間の3倍の期間内で返還することになります。
 - (2) 高等学校等から大学等まで継続して貸与を受けた人は、原則大学等の返還期間に高等学校等の貸与期間を加えた期間内で返還することになります。
- 3 返還猶予
次のいずれかに該当するときは、願い出により奨学金の返還を猶予することができます。
 - (1) 奨学生であった人が上級学校へ進学したとき
 - (2) 本人及び連帯保証人の全員が、災害、疾病その他やむを得ない事由によって返還が困難と認められるとき
- 4 延滞利息
返還期限を過ぎても奨学金の返還が完了していないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、残元金に対して年5.0%の延滞利息を徴収します。

ご不明な点は、奨学センターにお問い合わせください。

公益財団法人 山口県ひとづくり財団 奨学センター
〒753-0072 山口市大手町2番18号 山口県教育会館内
☎（083）933-4770（平日8:30～17:00）